

平成27年度 山口県文書館古文書実践講座テキスト

### 3 近世武家文書を読む (二)

―萩藩陪臣の世界―

去在のり字津川要害或執別也の事  
付九敵合防或は河之より大向東之に類  
係並より比勅移骨よりなり小軍たは次方  
了ら道其宿仍好境之状の件

弘治陣之右邊の作中判

形勢の補及

去物り字津川要害他執別也の事  
討死志貴物骨眼常小を極之舟を去  
比類の傳是為是は屬防或之より小軍志  
之貴申するは法也仍好境之状の件

弘治陣之右邊の作中判

形勢の補及

去月是日於河津磯合討死人数事

- 市原丹後守
- 市原河守
- 市原内記物

若牙言書也  
中島國書元  
中島海軍元  
川津雅元  
古倉維友  
中島行  
中島

右海軍元 中島元

割と別長と動と道剛殿と水知公重  
比類決等級と格と保大功と保と高  
了り法と也仍軍力と状と件

永保六年 右海軍元 中島元

形部少輔友

兼友

依田元春

長尾潤津 依田元春 依田元春  
依田元春 依田元春 依田元春  
依田元春 依田元春 依田元春  
依田元春 依田元春 依田元春

内之志を存し之海に我亦を委す其の事  
の如何なるに為す事一之を以て

古語の作

之月十日元禄四年

下野守殿

御書

と度お調遣は如何に申す事か  
猶存し申内之志を存し其の事  
一之を以て

右書付

之月十日元禄四年

下野守殿

御書

事し其体は如何なるに  
之志を存し其の事一之を以て  
之度お調遣は如何に申す事か  
猶存し申内之志を存し其の事  
一之を以て

奇しき事ありし

此の事は... 此の事は... 此の事は... 此の事は... 此の事は...

六月廿一日

文徳

意人

本末郷... 此の事は... 此の事は... 此の事は... 此の事は...

利部

此の事は... 此の事は... 此の事は... 此の事は... 此の事は...

予侯公程某の御工音信度。今心掛出物  
予等と好之

七月十日の交意 判

形部お補及

善美内好之通射之字坊の  
おとまをまをい一節の  
向及之形地をいふ之を  
信合之と云ふ之也一之

おとま 教意 判

刑部お補及

本采之内和之と云ふ事の内交  
形之をいふ程某の御川之水元

之と云ふ 古書

三月十日 教意 判

刑部お補及

貴所地方裁判は上本方同之と云

此之... 能者... 此... 之... 之...

七月十日 夏急 少刑

刑部が捕及

元次郎... 人新洋... 前由

同公千... 後是... 況...

お金... 公系

益... 捕及... 了

了... 了

兼... 兼... 兼...

刑部が捕及... 兼改

お物... 出...

本... 捕及...

了... 了

一 群と臣類を事とするは是れも亦  
力に依りて之を以て其の徳に  
至る事なきを命に去るは徳の  
一として之を以て其の徳に  
持てて之を以て其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
力に依りて其の徳に

折角大徳有りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に  
其徳の徳に依りて其の徳に







能くはばあまのきりしりては

小原の文作

心の中

意心利

中村の文作

海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作

海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作  
海軍の文作

海軍の文作

意心利

海軍の文作

海軍の文作

一 柳屋 (1) 菅屋 (1) 南  
 一 杉屋 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)

西院

一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)

東院

一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)

中村新出

一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)  
 一 山崎 (1) 山崎 (1) 山崎 (1)